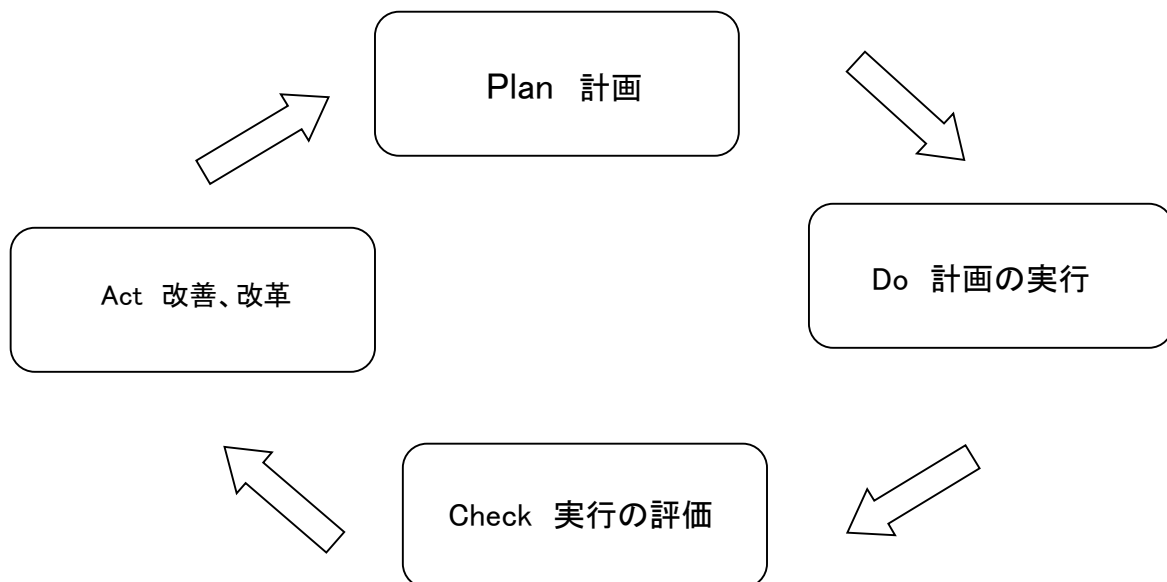


平成27年6月30日

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

山交ハイヤー株式会社

当社では、「輸送の安全確保」のため、安全管理規程を策定し、「輸送の安全に関する計画（Plan）」、「計画の実行（Do）」、「実行への評価（Check）」、「改善、改革（Act）」、を確実に実施して輸送の安全性向上に努めております。



### 1、輸送の安全に関する基本的な方針

**「絶対無事故」**

大切なお客様を、もっと大切に。

～ 安全・迅速・真心 ～

当社は、旅客運送事業者として、旅客の安全輸送が最重要事項であること、また公共事業としての社会的責任を自覚し、全従業員が常に安心・安全の向上を図ります。

- (1) 社長及び役員は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全の向上に努めます。  
また、輸送の安全に関する情報については、公表いたします。

## 2、事故に関する統計

平成26年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

## 3、輸送の安全に関する目標

道路交通法を遵守し、法令違反運転のゼロを目指すとともに、健康管理の重要性を認識させ過労運転の絶無を期します。

- (1) 自動車事故報告規則第2条に基づいて報告を必要とする事故件数を〔0件〕とする。
- (2) バック事故を前年度より10%削減する。

## 4、平成27年度、輸送の安全に関する重点施策及び計画

- (1) 始業点呼、終業点呼の確実な実施、もし・・・、かも・・・運転の実践を図ります。
- (2) 社内に於いて必要な情報を伝達、共有し同類の事故を防ぎます。
- (3) 事故調査委員会を開催し事故事例を基に、原因・要因等を検討し、再発防止策の周知を徹底し、指導します。
- (4) 教育、研修の具体的な計画を策定し、的確に実施します。
- (5) 社員全員がエコドライブを行う事により、地球環境にやさしく、資源を大切にし、事故の削減を目指します。
- (6) アルコール処分内規を明確にし、全社員が飲酒運転撲滅に取り組みます。

## 5、平成27年度、輸送の安全に関する教育、研修

事故発生者の本社カウンセリング、適性診断受診,その他必要な教育、研修を行います。計画については【別紙 1】の通りです。

- (1) 訓練コースにて実走行訓練を行います。
- (2) 外部講師を招き事故防止机上訓練を行います。
- (3) 南営業所にて、中型貸切バス担当者の実技走行訓練を行います。
- (4) 各営業所、班単位毎に毎月教育指導訓練を行います。
- (5) サービス向上の為、サービス向上委員会を開催し、サービス実践向上に努めます。

## 6、輸送の安全に関する内部点検

経営トップが各営業所、各部門の巡回監査を行い、事故削減・防止に向けた取り組み

み、及び、職員・乗務員に対する安全意識の徹底を点検・指導します。  
重大な事故、火災が発生した場合は緊急に実施し、平常は年2回程度実施します。

## 7、安全管理規定

安全管理規程については、【別紙 2】のとおり定めています。

## 8、輸送の安全に関する指揮命令系統

指揮命令体系については【別紙 3】のとおりです。

## 9、重大事故、災害等に関する報告連絡体制

事故・災害等に関する連絡体制は【別紙 4】のとおりです。

## 10、お客様からのご意見

当社では、お客様から愛され、親しまれる会社を目指します。またお客様からのご意見等に対し真摯に耳を傾け、更なるサービスの向上に努めます。

- (1) 電話等による苦情等に対しては、苦情処理簿に内容を記録し、原因究明することにより、苦情の全般を把握し、利用者サービスの向上に努めます。
- (2) 当社ホームページのお問い合わせフォームからのご意見、ご要望もお受けしております。

## 11、安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者には専務取締役 大友 茂之を任命しています。

## 別紙 1

## 平成27年度「輸送の安全・サービス向上・教育・指導」年間計画

## 〔絶対無事故・安全第一〕

|                               | 4 月                                                             | 5 月                                                       | 6 月                                  | 7 月                                     | 8 月                      | 9 月                         |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 重点<br>施策                      | 1、「お客様を大切に」の接遇・接客実施<br>2、事故ゼロ・安心・快適運行の徹底<br>3、人と環境に優しいエコドライブの推進 |                                                           |                                      |                                         |                          |                             |
| 輸送の<br>安全<br>計画               | バック・接触・巻込<br>事故防止強化月間                                           |                                                           |                                      | しっかり確認・ぼんやり運転<br>事故防止強化月間               |                          |                             |
|                               | 事故調査委員会                                                         | バック事故<br>再発防止訓練                                           | 事故調査委員会                              | サービス<br>向上委員会                           | 事故調査委員会                  | 観光貸切研修                      |
|                               | 運輸局・山形県・市町村・協会等が企画実施する安全運動は、連携又は順拠して確実に取り組む                     |                                                           |                                      |                                         |                          |                             |
|                               | 新入学児童・園児<br>交通事故防止旬間                                            | 春の交通安全<br>県民運動                                            | 飲酒運転撲滅<br>強化月間                       | 夏の交通安全<br>県民運動                          |                          | 秋の交通安全<br>県民運動              |
| サービ<br>ス向上<br>計画              | モラル・マナーに優れたプロ集団                                                 |                                                           |                                      | 快適空間の車内保持                               |                          |                             |
|                               | 乗降時は明るい笑顔のあいさつ<br>「有難う」で始まり「有難う」で終わる                            |                                                           |                                      | 清潔な車内保持と適切な車内温度<br>外気に合わせた快適な車内温度       |                          |                             |
| 運 転 者<br>への<br>指導<br>監督<br>指針 | 事業用自動車を<br>運転する場合の<br>遵守すべき事項                                   | 事業用自動車の<br>運行の安全及び<br>旅客の安全を確<br>保するために遵<br>守すべき基本的<br>事項 | 事業用自動車の<br>構造上の特性を<br>習得し事故防止<br>に反映 | 事故に関わる運<br>転者の生理的要<br>因及び心理的要<br>因と対策方法 | 子供高齢者等の<br>交通弱者の事故<br>防止 | 営業区域の地理及<br>び道路、観光地等<br>の習得 |
|                               | 10 月                                                            | 11 月                                                      | 12 月                                 | 1 月                                     | 2 月                      | 3 月                         |
| 輸送の<br>安全<br>計画               | 早めの点灯で薄暮・夜間の<br>事故防止強化月間                                        |                                                           |                                      | 冬道スリップ等<br>事故防止強化月間                     |                          |                             |
|                               | 事故調査委員会                                                         | 冬道安全講習会                                                   | 事故調査委員会                              | 交番編成委員会                                 | 事故調査委員会                  | サービス<br>向上委員会               |
|                               | 高齢者の交通事故<br>強化月間                                                |                                                           | 冬の交通安全<br>県民運動                       |                                         |                          | 雪解け期における<br>事故防止旬間          |
| サービ<br>ス向上<br>計画              | 迎車時ドア開待機の徹底                                                     |                                                           |                                      | 迅速迎車月間                                  |                          |                             |
|                               | ドアの開閉、乗降時の注意喚起<br>荷物の持ち運びのお手伝い                                  |                                                           |                                      | 真心と感謝の気持ちで迅速な運行<br>運行指令係からの配車指示を厳守      |                          |                             |
| 運転者                           | 乗客の乗車時のドア                                                       | 健康管理の重要                                                   | 危険の予測及び                              | 冬道の安全運転                                 | 飲酒運転、酒気帯                 | 安全運転のための                    |

|                      |              |   |            |                |          |          |
|----------------------|--------------|---|------------|----------------|----------|----------|
| への<br>指導<br>監督<br>指針 | 開閉の基本と絶対安全確保 | 性 | 回避で他責自己の回避 | 5則を遵守した運転と事故防止 | び運転防止の徹底 | 健康管理の重要性 |
|----------------------|--------------|---|------------|----------------|----------|----------|

# 安全管理規程

山交ハイヤー株式会社  
平成19年11月1日制定

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総 則

(目的)

- 第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法(以下「法」という。)  
第22条及び第23条の2規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守  
すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第二条 本規程は、当社の旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方法

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内  
において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安  
全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員  
に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）  
を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより全社員が一丸となって  
業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送  
の安全に関する情報については公  
表する、

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する指導を強化し、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修を適確に実施すること。
- 2 グループ企業と連携、協力し、輸送の安全性の向上に努める。
  - 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第 三 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長、営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、

当該部署、営業所を統括し指導監督を行う。

- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部点検を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第 四 章 輸送の安全を確保するための事業に実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。



(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修を実施する。

(輸送の安全に関する内部点検)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大な事故災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部点検を実施する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 経営トップは事故、災害等に関する報告又は前条の内部点検の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は、必要な事項において現在よりも更に高度の安全のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の

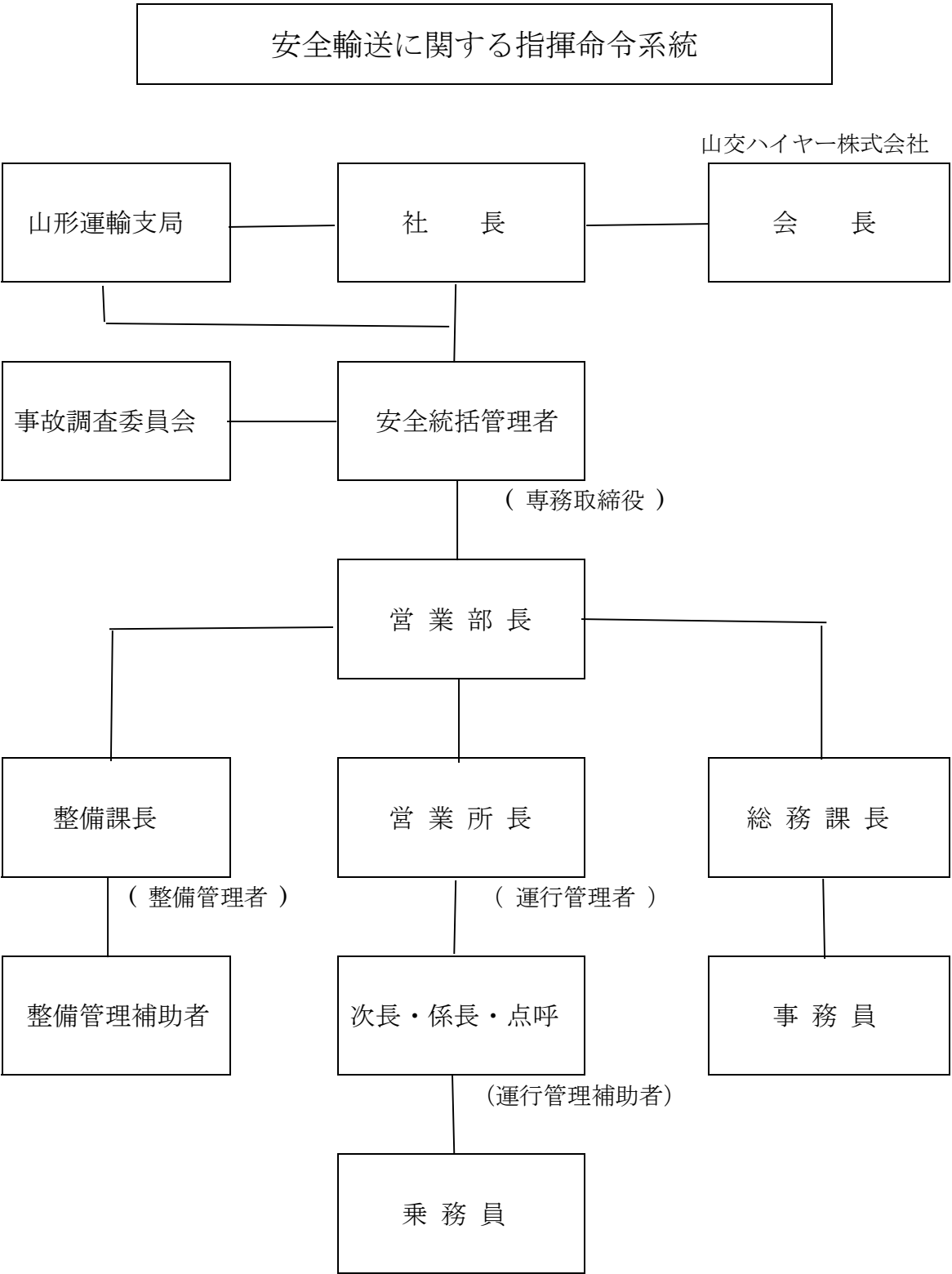
安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部点検結果及びそれを踏まえた・措置内容については、必要に応じ外部に公表する

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、必要に応じ外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の資料、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部点検の結果、経営  
トップに報告した是正措置又は予防措置の記録は適切に保存する。



重大事故・災害発生時連絡体制

